

第 89 号議案

大田区新蒲田区民活動施設条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の目的

大田区大森北四丁目複合施設内に大森北区民活動施設を新設することに伴い、規定を整備するため。

2 改正案の主なポイント（詳細は別紙新旧対照表のとおり）

(1) 条例名称

「大田区新蒲田区民活動施設条例」を「大田区区民活動施設条例」に変更する

(2) 施設

- ・多目的室
- ・音楽スタジオ

(3) 使用料

施設名	使用区分		
	午前	午後	夜間
多目的室（大）	19,100 円	25,400 円	25,400 円
多目的室（小）	2,500 円	3,400 円	3,400 円

午前：午前9時から正午、午後：午後1時から午後5時、
夜間：午後6時から午後10時

施設名	使用者	使用区分				
		午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
音楽 スタジオ	中高生世代の者	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
	その他の者	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円

中高生世代の者：大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者。

午前：午前9時30分から午前11時30分 午後1：正午から午後2時
午後2：午後2時30分から午後4時30分 夜間1：午後5時から午後7時
夜間2：午後7時30分から午後9時30分

(4) 管理運営手法

指定管理者によることができる。
民間事業者のノウハウを活用し、効果的・効率的な運営が期待できる。

3 施行日

別途、規則で定める日から施行する。ただし、指定管理者の指定及びこれに伴う手続き、この条例の実施のために必要な準備行為は公布の日から施行する。
令和6年度の開設を予定。

大田区新蒲田区民活動施設条例（令和2年条例第65号）新旧対照表

新	旧
<p>○<u>大田区区民活動施設条例</u></p> <p>令和2年12月14日 条例第65号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 広く区民の主体的な文化活動、地域活動、生涯学習、相互交流及び連携の推進を図り、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、<u>大田区区民活動施設（以下「区民活動施設」という。）</u>を別表第1のとおり設置する。</p> <p>（使用者の範囲）</p> <p>第2条 <u>区民活動施設</u>を使用できる者は、区内に居住し、在勤し、若しくは在学する者、これらの者を主たる構成員とする団体又は区長が認める者（以下「区内居住者等」という。）とする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、<u>区民活動施設</u>を区内居住者等以外の者に使用させることができる。</p> <p>（使用の申請及び承認）</p> <p>第3条 <u>区民活動施設</u>の施設及び特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用ときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。</p> <p>3 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第4条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。</p> <p>（1） 営利を目的とする行為があると認めるとき。</p>	<p>○<u>大田区新蒲田区民活動施設条例</u></p> <p>令和2年12月14日 条例第65号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 広く区民の主体的な文化活動、地域活動、生涯学習、相互交流及び連携の推進を図り、相乗効果を高めることにより、地域力の向上に寄与するため、<u>大田区新蒲田区民活動施設（以下「新蒲田区民活動施設」という。）</u>を大田区新蒲田一丁目18番16号に設置する。</p> <p>（使用者の範囲）</p> <p>第2条 <u>新蒲田区民活動施設</u>を使用できる者は、区内に居住し、在勤し、若しくは在学する者、これらの者を主たる構成員とする団体又は区長が認める者（以下「区内居住者等」という。）とする。</p> <p>2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、<u>新蒲田区民活動施設</u>を区内居住者等以外の者に使用させることができる。</p> <p>（使用の申請及び承認）</p> <p>第3条 <u>新蒲田区民活動施設</u>の施設及び特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用ときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。</p> <p>3 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>（使用の不承認）</p> <p>第4条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。</p> <p>（1） 営利を目的とする行為があると認めるとき。</p>

新	旧
<p>(2) 使用目的に虚偽があると認めるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他区長が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(使用の変更及び取消し)</p>	<p>(2) 使用目的に虚偽があると認めるとき。</p> <p>(3) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他区長が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>(使用の変更及び取消し)</p>
<p>第5条 第3条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。</p> <p>(使用料等)</p>	<p>第5条 第3条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。</p> <p>(使用料等)</p>
<p>第6条 <u>区民活動施設</u>の施設の使用料は、<u>別表第2及び別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>2 <u>区民活動施設</u>の特殊器具の使用料は、3万円の範囲内において規則で定める。</p> <p>3 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収することができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の実費(以下「使用料等」という。)は、区が使用する場合は徴収しない。</p> <p>5 使用者は、使用料等を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特</p>	<p>第6条 <u>新蒲田区民活動施設</u>の施設の使用料は、<u>別表第1及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 <u>新蒲田区民活動施設</u>の特殊器具の使用料は、3万円の範囲内において規則で定める。</p> <p>3 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収することができる。</p> <p>4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の実費(以下「使用料等」という。)は、区が使用する場合は徴収しない。</p> <p>5 使用者は、使用料等を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特</p>

新	旧
<p>別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 第1項の使用料は、規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(施設等の変更制限)</p> <p>第8条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用の権利の譲渡禁止)</p> <p>第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、<u>区民活動施設</u>への入館を断り、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者</p> <p>(2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第12条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>	<p>別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 第1項の使用料は、規則で定めるところにより、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不返還)</p> <p>第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(施設等の変更制限)</p> <p>第8条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(使用の権利の譲渡禁止)</p> <p>第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、<u>新蒲田区民活動施設</u>への入館を断り、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者</p> <p>(2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第12条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(指定管理者による管理)</p>

新	旧
<p>第13条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>区民活動施設</u>の管理を行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の指定手続）</p>	<p>第13条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、<u>新蒲田区民活動施設</u>の管理を行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の指定手続）</p>
<p>第14条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1） 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。</p> <p>（2） <u>区民活動施設</u>の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。</p> <p>（3） <u>区民活動施設</u>の管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は<u>区民活動施設</u>の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p>	<p>第14条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>（1） 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。</p> <p>（2） <u>新蒲田区民活動施設</u>の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。</p> <p>（3） <u>新蒲田区民活動施設</u>の管理を安定して行う能力を有していること。</p> <p>2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。</p> <p>3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は<u>新蒲田区民活動施設</u>の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p>
<p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 施設等の使用に関する業務</p> <p>（2） 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>（3） 施設等の利用促進に関する業務</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>（指定管理者が行う管理の基準）</p>	<p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1） 施設等の使用に関する業務</p> <p>（2） 施設等の維持管理に関する業務</p> <p>（3） 施設等の利用促進に関する業務</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p>（指定管理者が行う管理の基準）</p>
<p>第16条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、<u>区民活動施設</u>の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のた</p>	<p>第16条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、<u>新蒲田区民活動施設</u>の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のた</p>

新					旧				
め必要な措置を講じなければならない。 (委任)					め必要な措置を講じなければならない。 (委任)				
第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。					第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。				
<u>別表第1 (第1条関係)</u>					<u>別表第1 (第6条関係)</u>				
<u>名称</u>		<u>位置</u>			<u>施設名</u>		<u>使用区分</u>		
新蒲田区民活動施設		大田区新蒲田一丁目18番16号			多目的室(大)		午前	午後	夜間
大森北区民活動施設		大森北四丁目6番7号			多目的室(小)		18,800円	25,100円	25,100円
<u>別表第2 (第6条関係)</u>					<u>別表第1 (第6条関係)</u>				
<u>名称</u>		<u>施設名</u>	<u>使用区分</u>		<u>施設名</u>		<u>使用区分</u>		
			午前	午後	夜間		午前	午後	夜間
新蒲田区民活動施設		多目的室(大)	18,800円	25,100円	25,100円	多目的室(大)	18,800円	25,100円	25,100円
		多目的室(小)	3,200円	4,300円	4,300円	多目的室(小)	3,200円	4,300円	4,300円
		第一集会室	1,600円	2,100円	2,100円	第一集会室	1,600円	2,100円	2,100円
		第二集会室	1,800円	2,400円	2,400円	第二集会室	1,800円	2,400円	2,400円
		第三集会室	1,100円	1,500円	1,500円	第三集会室	1,100円	1,500円	1,500円
		第四集会室	1,100円	1,500円	1,500円	第四集会室	1,100円	1,500円	1,500円
		美術室	1,400円	1,800円	1,800円	美術室	1,400円	1,800円	1,800円
		調理講習室	1,900円	2,500円	2,500円	調理講習室	1,900円	2,500円	2,500円
大森北区民活動施設		多目的室(大)	19,100円	25,400円	25,400円				
		多目的室(小)	2,500円	3,400円	3,400円				
<u>備考</u>					<u>備考</u>				
(1) 使用区分の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。					(1) 使用区分の午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。				
(2) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間(正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで)を使用することができる。この場					(2) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間(正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで)を使用することができる。この場				

新							
合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。							
(3) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。							
別表第3 (第6条関係)							
名称	施設名	使用者	使用区分				
			午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2
新 瀬 田 区 民 活 動 施 設	音楽スタジオ1	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	音楽スタジオ2	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
大 森 北 区 民 活 動 施 設	音楽スタジオ1	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	音楽スタジオ2	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円
		その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円

備考

(1) 中高生世代の者とは、大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。

(2) 使用区分の午前とは午前9時30分から午前11時30分まで、午後1とは正午から午後2時まで、午後2とは午後2時30分から午後4時30分まで、夜間1とは午後5時から午後7時まで、夜間2とは午後7時30分から午後9時30分までとする。

旧							
合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。							
(3) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。							
別表第2 (第6条関係)							
施設名	使用者	使用区分					
		午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	
音楽スタジオ1	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円	
	その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
音楽スタジオ2	中高生世代の者	300円	300円	300円	300円	300円	
	その他の者	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	

備考

(1) 中高生世代の者とは、大田区立児童館条例（昭和42年条例第9号）第4条第3項本文に規定する中高生ひろば事業を利用できる者をいう。

(2) 使用区分の午前とは午前9時30分から午前11時30分まで、午後1とは正午から午後2時まで、午後2とは午後2時30分から午後4時30分まで、夜間1とは午後5時から午後7時まで、夜間2とは午後7時30分から午後9時30分までとする。

新	旧
<p>分までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。</p> <p>(3) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（午前11時30分から正午まで、午後2時から午後2時30分まで、午後4時30分から午後5時まで又は午後7時から午後7時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。</p> <p>(4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の第14条の規定による大森北区民活動施設に係る指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</u></p> <p><u>3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。</u></p> <p><u>(大田区新蒲田一丁目複合施設条例の一部改正)</u></p> <p><u>4 大田区新蒲田一丁目複合施設条例（令和2年条例第64号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>第2条第1号中「大田区新蒲田区民活動施設条例」を「大田区区民活動施設条例」に改める。</u></p>	<p>分までとし、それぞれの区分を1使用区分とする。</p> <p>(3) 2使用区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（午前11時30分から正午まで、午後2時から午後2時30分まで、午後4時30分から午後5時まで又は午後7時から午後7時30分まで）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間の使用に係る使用料は徴収しない。</p> <p>(4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。</p>